

特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定について

公示日 平成 27 年 4 月 1 日

旭市告示第 65 号

〔改正〕

平成 27 年 5 月 1 日 旭市告示第 99 号

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 1 付表第 1 号の規定により、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域を次のとおり指定し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 種区域、第 2 種区域及び工業地域のうち学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定子ども園の敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域

備考 第 1 種区域及び第 2 種区域の区分は、平成 27 年旭市告示第 64 号に定めるところによる。